



2023年11月1日

OIST てだこチャイルド・デベロップメント・センター事故発生防止のための指針

1. 基本方針

保育中の重大事故防止のために、子どもの心身の状況等を踏まえつつ、安全な保育環境の提供に努める。また、CDC 施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りをするとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行う。

2. 安全な保育環境を確保するための配慮

安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢(発達とそれに伴う危険等)、場所(保育室、園庭、トイレ、廊下等における危険等)、活動内容(遊具遊びや活動に伴う危険等)に留意し、事故の発生防止に取り組む。

事故への防止対策：

(1) 子どもへの防止対策

- ① 保育所への登所時、保育中を通して、子どもの健康状態や発育・発達状態を常に把握する。
- ② 子どもの突発的な行動に対し常に注意を払い、必要に応じて注意を喚起する。
- ③ 保育所内における危険な場所を教える。また、子どもが遊ぶ際は、配慮しなければならないこと等も指導する。(例えば保育室内の窓ガラスに注意して遊ぶ、一人では外に出ない、室内では走らない等)
- ④ 子どもの発達に合った遊具の選択と安全な遊び方の指導をする。

(2) CDC 職員の防止対策

- ① CDC 職員の事故への認識、危険を予測する能力を高める。(全体に視線を配り、子どもに背を向けない等。)
- ② 一人一人の子どもの発達段階や特徴を職員全体で把握する。
- ③ 子どもの行動予測に努める。
- ④ 職員間で声を掛け合い、危険防止の確認を行う。
- ⑤ 職員間で、園庭、遊具等の遊び方やルールや役割を確認しておく。
- ⑥ 事故(ヒヤリハットを含む)原因の分析と防止方法の検討、全職員への注意を行う。
- ⑦ 保育計画作成時に事故防止の配慮を盛り込む。
- ⑧ 常に安全面についても話し合う。
- ⑨ 保育中(午睡時も含め)においては、常に全員の子どもの位置や状態を把握するようにする。
- ⑩ クラス担任だけでなく全職員が子どもの事故防止に心がける。
- ⑪ 事故発生時の連絡、通報ができる体制を準備しておく(医療機関や保護者の連絡先等)。



(3) 施設・設備・遊具等への防止対策

- ① 保育所内外の施設、設備、遊具について常に安全点検を実施する。その結果を職員に周知し、また、速やかに問題のある箇所の改善を行う。
- ② 異常を発見した際には、速やかに使用を禁止し、園長とアドミ職員へ報告する。
- ③ 保育室は適切な方法により区分し、子どもが、保育室以外のスペースに入ることができないようにする。

3. 職員の資質の向上

全ての職員が応急手当講習を受講する。緊急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等)の実技講習、事故発生時の対処方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

また、内部研修や職員会議の機会を活用し、事故予防のための能力向上にも努める。

4. 緊急時の役割分担、連絡体制の整備

事故発生時の指示系統は、園長・副園長/事務責任者/防火防災担当者・チームリーダー・クラスルームスタッフとする。事故発生時の役割分担は、事務室等の見やすい場所に掲示する。

また、各職員の緊急連絡先、医療機関・関係機関(地方自治体、警察等)の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前に整理しておく。また、119番通報のポイントと伝えるべきことを整理し、事務室等の見やすい場所に掲示する、また、その他活動に応じて携帯する。

5. 保護者や地域住民等、関係機関との連携

地域の人や団体等、職員以外の力を借りて子どもの安全を守る必要が生じる場合もあるため、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとり、関係づくりの必要性についても認識しておく。

6. 子どもや保護者への安全教育

子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識し、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解してもらうように努める。

また子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるよう保護者と連携を図る。

7. 事故発生時の対応

(1) 事故への対応：

クラスルームスタッフは、子どもに事故が生じた場合は、必要に応じて迅速に応急救置、救急蘇生を行い、園長へ報告する。緊急時の役割分担に基づいて対応する。また、重大事故発生時には、「重大事故発生時の段階的な対応」に基づき、迅速に対応する。

- ① 子どもの状態を把握する。(出血、腫れの有無、傷の深さ等)
- ② 事故の状況を把握する。(原因、場所、時間等)
- ③ 受診の必要性を判断する。
- ④ 子どもの状態に応じて保護者や関係機関(医療機関・救急車等)へ連絡する。



- ⑤ 怪我の程度により、子どもを医療機関へ受診させる。この際、保護者に送迎を依頼するが、原則としてクラスルームスタッフも付き添う。なお、保護者の到着が遅れる場合は、クラスルームスタッフが子どもに同伴し、医療機関を受診させ、受診後は保護者へ報告する。
- ⑥ 事故の発生状況、怪我の程度、医療機関の診察結果、事故の原因、事故防止対策等を所定の報告書へまとめて、チームリーダーおよび園長へ報告する。

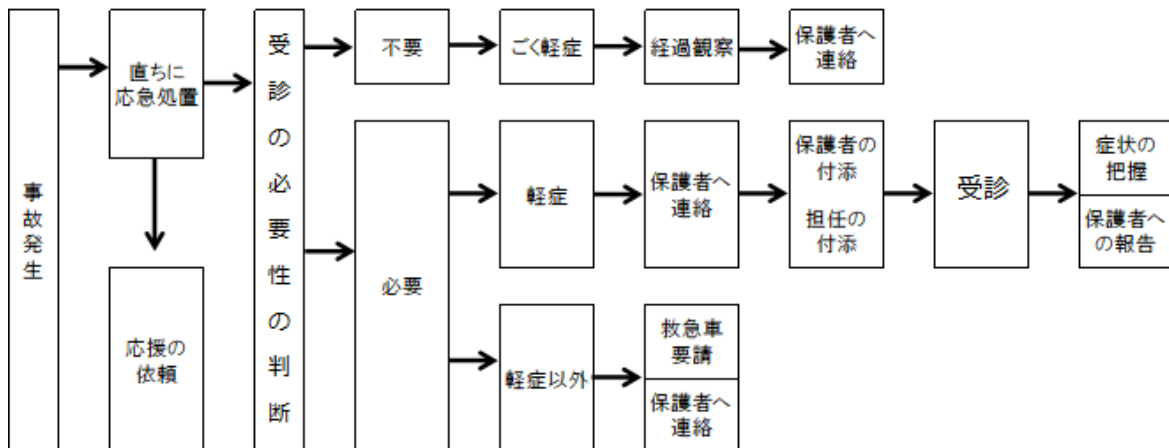
(2) 保護者への対応：

- ① 事故の発生状況、怪我の程度、医療機関の診察等をきちんと説明し、理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。
- ② 保護者に事故報告書を提示し、報告書にサインをもらう。
- ③ 肩から上の怪我は、速やかに保護者に連絡する。
- ④ 怪我の程度がごく軽症であっても、保護者が子どもの迎えに来た時には、必ず事故当時の状況を報告し、健康観察のお願いをする。
- ⑤ 事故の翌日は、保護者から子どもの様子、怪我の状況等を確認する。

(3) 記録を残す：

- ① 事故発生については、発生時刻、発生状況、応急手当の内容等について、時間を追って記録しておく。保育所で発生した事故は、その程度に関わらず、事故報告書フォームに入力し、記録を残す。
- ② 保護者に事故報告書を提示し、報告書にサインをもらう。
- ③ クラスルームスタッフのみが医療機関へ同伴した場合、受診後に保護者へ医療機関名、診療科目、怪我の程度、処置内容、帰宅後の処置、薬の服用、次回受診予定等の説明を行い、その記録を保管する。
- ④ 保護者やスタッフが CDC 内で怪我をした際にも、事故報告書に入力し園長に報告する。

手順





8. 発生した事故の検証

安全対策として、重大事故に至らない事故についても、日常的に発生する事故を通して検証し、職員間で振り返りを行うことにより、未然に事故を防ぐことができるように取り組む。

また、重大事故が発生した場合には、整理された事実関係を基に、子どもやその保護者の視点に立って発生原因の検証を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。

- ① 事故の報告を集約し、分析する。
- ② 収集した情報に基づいて、組織として再発防止策等の対策を検討・決定する。
- ③ 職員に対し、対策を周知する。
- ④ 対策の効果を検証し、指針やマニュアル等の見直しを行う。

<検証する事故の範囲>

- ・ 重大事故
- ・ 保育の提供による事故のうち、医療機関を受診したもの
- ・ 事故に至らなかったヒヤリ・ハツとした事例も事故予防のための貴重な情報であるため、必要に応じ、ヒヤリ・ハツとした事例の検証も行うよう努める。

9. 重大事故発生時の対応

重大事故(軽症以外)

- ① 骨折や骨折の可能性がある
- ② 高所からの転落・転倒による頭部の強打等
- ③ 顔色が悪く、ぐったりとしている
- ④ けいれん、ひきつけを起こしている
- ⑤ 出血が止まらない
- ⑥ 吐き気や嘔吐を繰り返している
- ⑦ やけどの面積が広い

「重大事故発生時の段階的な対応」

	項目	対応方針
①	事故発生直後	心肺蘇生、応急措置、119番通報。(状況により、直ちに119番通報) 事故の状況を的確に把握。(ケガ人、現場・周囲の状況等) ※スタッフは事故の状況や子どもの様子に動揺せず、子どもの不安を軽減するように対応。
②	保護者(子どもの家族等)への連絡	事故の発生について連絡し、現在分かっている事実を正確に説明。 ※状況を確認できている範囲内において説明。
③	関係者への連絡	恩納村へ連絡。OIST緊急対応コーディネーターへも連絡。 ※事故発生時の状況を報告し、助言・指導等を仰ぐ。



④	保育の継続	事故発生現場の現状保存、事故に遭った子ども以外の保育の継続 ※事故の対応と保育を実施するスタッフは、可能な限り分けて配置。
⑤	事故状況の記録	事故現場にいたスタッフは、事故当日にできる限り早く事故の状況を記録。 ※事故の状況を時系列に記録。(ボールペンを使用)
⑥	保護者(子どもの家族等)への対応	事故の発生状況について、的確に報告。(状況により、保護者説明会を開催。) ※保護者の心理を踏まえ、その意向を丁寧に確認しながら誠意をもって対応。 ※子どもの保護者、スタッフ、その他の子どもへの心のケア(精神面でのフォロー)が必要となる場合があることに留意する。
⑦	報道機関への対応	報道機関への対応が求められる場合、対応窓口を一本化し、情報の混乱を防ぐ。 ※恩納村の助言・指導を仰ぐ。また、個人情報の保護に留意する。
⑧	村への事故報告	事故報告書の様式に必要な事項を記入し、恩納村へ報告。 ※原則事故発生当日(遅くとも翌日)に報告(第1報)。
⑨	事実関係の整理	職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて、事実関係を整理する。 ※記録の内容を基に、恩納村からの聞き取りにも対応する。
⑩	明らかな危険要因への対応	明らかに危険な要因については、検証結果を待たずに具体的対策をとる。 ※例えば、危険性のある食材や玩具等を除去し、注意喚起を行う。
⑪	事故後の検証	整理された事実関係を基に、事故の問題点・反省点の考察を行い、改善を行う。 ※事故発生防止のための委員会(CDC 運営委員会、OIST 安全衛生委員会等)で検証し、再発防止策を示す。

<参考資料・リンク>

[CDC 事故報告書](#)

[7号様式 事故報告書\(恩納村への報告に使用する様式\)](#)